

議 事 日 程

- 日程第1 議案第62号 瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第66号 瑞穂市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第67号 瑞穂市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第70号 令和5年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第71号 令和5年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第61号 財産（土地）の使用貸借について
- 日程第7 議案第65号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第69号 令和5年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第63号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第64号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第68号 令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第72号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第73号 令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第14 発議第5号医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の訂正の件
- 日程第15 発議第5号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書
- 日程第16 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬守克	2番	藤橋直樹
3番	若原達夫	4番	北川静男
5番	関谷守彦	7番	森清一
8番	馬淵ひろし	9番	松野貴志
10番	今木啓一郎	11番	杉原克巳
13番	庄田昭人	14番	若井千尋

15番 広瀬 武雄

17番 松野 藤四郎

16番 若園 五朗

18番 藤橋 礼治

○本日の会議に欠席した議員（2名）

6番 森 健治

12番 棚橋 敏明

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長 森 和之

副市長 梶浦 要

教育長 服部 照

企画部長 磯部 基宏

総務部長 石田 博文

市民部長 臼井 敏明

巢南庁舎
管理部長 広瀬 進一

健康福祉部長 佐藤 彰道

都市整備部長 桑原 秀幸

環境水道部長 矢野 隆博

教育委員会
事務局長 佐藤 雅人

会計管理者 清水 千尋

監査委員
局長 今木 浩靖

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 久野 秋広

書記 河野 和泉

書記 廣瀬 潤一

開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

本日も、早朝より傍聴いただきまして、ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第62号から日程第5 議案第71号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第1、議案第62号瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定についてから日程第5、議案第71号令和5年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 森清一君。

○産業建設委員長（森 清一君） 皆さん、おはようございます。

議席番号7番 森清一でございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、ただいま一括議題となりました5議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果についての報告をします。

産業建設委員会は、12月11日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、所管の部長、課長の出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第62号瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、利用者からサービス改善の要望は、また今回の指定候補者のプレゼンでの独自サービスの提案や利用者に対するサービスの向上というものがあったのかとの質疑に対し、利用者からの要望は令和4年度において126件あった。一番多いのは施設のカードリーダーと発券機の不具合で73件であったが、それらは市の管理であるため随時対応している。指定候補者の独自サービスの提案については、ラックや車止めの色を塗り直して確認しやすくする、出入りのところでぶつからないように誘導するなどがあったとの答弁がありました。

また、駐車場に配置されている人数はとの質疑に対し、交代制で21名であるとの答弁がありました。

また、防犯カメラの設置台数はとの質疑に対し、第1自転車駐車場で11台、第2自転車駐車場で9台、第3自転車駐車場16台で計36台であるとの答弁がありました。

また、一般企業もアルコールチェックが義務づけられたが、アルコールチェックシートの提出や安全運転管理者の氏名の開示は求めていくのかとの質疑に対し、現在、アルコールチェックを実施しているか確認できていないので、指定候補者に確認する。安全運転管理者の氏名については、開示できると思うので指定候補者に確認するとの答弁がありました。

また、指定候補者のサービスを市民が十分だと感じているのかとの質疑に対し、指定候補者の提案事業について、今年度までの契約で87%ほどが実施されている。より市民のニーズに応えられるように指導していきたい。また、現在は利用者から年に1回アンケートを実施するのと、窓口で随時意見をいただいているとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第66号瑞穂市企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、今年度は要件に当てはまる企業は何件あったかとの質疑に対し、今年度は4件あったとの答弁がありました。

また、今回の改正は1月1日からとなっているが、現在、問合せがある企業はあるのかとの質疑に対し、現在は奨励金の申請に向けて動いているところはないが、現状の制度は3年間のため、今年始まったところはあと2年間交付申請ができるとの答弁がありました。

また、他の市町に劣っている部分をカバーする改正なのか、より企業誘致を積極的に推進するための提案なのかとの質疑に対し、財政負担を考えると、より好条件というよりは、他市町と比較したときに遜色がないようにということ考えているとの答弁がありました。

また、制度を見直すきっかけは何だったのかとの質疑に対し、一番大きいのは、今回創設する雇用促進奨励金である。市に今までなかったが、近隣市町の多くにあり、市民の雇用機会を考えれば制度を創設すべきと考えたとの答弁がありました。

また、産業建設委員会の寄居町への行政視察において、企業誘致には市が企業のニーズにどれだけ寄り添えるかが大切だと話を伺ったが、今後どう考えていくのかとの質疑に対し、企業は進出する上での問題点を相談するので、解決できるものであれば解決し、対応できるものには対応し、できないものはできないという形で、ある程度お話をできれば企業の理解も得られるのではないかと考えているとの答弁がありました。

また、企業に対して、どのように瑞穂市のアピールをしているのかとの質疑に対し、瑞穂市は岐阜市と大垣市に近いという立地条件がよく、インターに囲まれているということでアクセスがよいというところがある。アピールとして一番大きいのは豊富な水資源である。水を大量

に使用する企業だと上水道では非常に費用がかかってしまうが、瑞穂市には豊富な地下水があるため、それを利用したい企業だと魅力的になると考えるとの答弁がありました。

また、寄居町では県との連携を密にしていると聞いたが、瑞穂市ではどうかとの質疑に対し、県との連携は非常に大切だと考えている。県には企業から照会が入ることがあり、企業誘致に積極的な市には協力的である。今年度、県の企業誘致アドバイザー事業に手を挙げ、東京から企業進出の専門家を呼んでいただき土地を見ていただくなど、県との連携を強めているとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第67号瑞穂市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第70号令和5年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第71号令和5年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）を審査しました。

これら3議案については、いずれも報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。令和5年12月22日、産業建設委員会委員長 森清一。

○議長（庄田昭人君） これより、議案第62号瑞穂市自転車駐車場及び駐車場の指定管理者の指定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決と併せて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いいたします。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席ください。

起立全員です。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第66号瑞穂市企業立地促進条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席ください。

起立全員です。したがって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第67号瑞穂市下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席ください。

起立全員です。したがって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第70号令和5年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席ください。

起立全員です。したがって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第71号令和5年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席ください。

起立全員です。したがって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第61号から日程第8 議案第69号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第6、議案第61号財産（土地）の使用貸借についてから日程第8、議案第69号令和5年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長に報告を求めます。

文教厚生委員長 若園五朗君。

○文教厚生委員長（若園五朗君） 改めまして、皆さんおはようございます。

議席番号16番 若園五朗。

議長の発言の許可をいただきましたので、報告します。

ただいま一括議題となりました3議案について、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教厚生委員会は、12月12日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、教育長、所管の部長、局長及び課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案について要点を絞って報告します。

初めに、議案第61号財産（土地）の使用貸借についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、土地の使用貸借契約期間満了の10年以降は自動延長となるのか、再契約となるのか、また契約満了時には土地は更地で返還してもらえるのかとの質疑に対し、公私連携保育所型認定こども園の設置に関する協定書（案）の中では、協議により再契約できることとしている。また、協定期間満了により園を廃止することになった場合は、原則土地を原状回復した上で返還してもらうこととしているとの答弁がありました。

また、地域との交流、連携、問題が発生した際、協議できる体制は取れるのかとの質疑に対し、協定後は、これまでの牛牧第一保育所の取組の継続や新たな子育て支援センターにおける地域との交流、地域への施設の供与もできることとしている。また、園舎周辺の安全についても、地域と協議できることと、問題が発生した際は、市も加わり調整等をさせていただくとの

答弁がありました。

また、議案に記載の契約相手方の理事長名がホームページと違うがとの質疑に対しては、2か月ほど前にホームページの記載の前理事長が亡くなられ、議案に記載の方が理事長になったためであり、登記は既に完了しているとの確認しているとの答弁がありました。

また、契約相手方として社会福祉法人真人舎が選定された理由とはとの質疑に対し、公私連携保育法人選考等委員会の中でプレゼンテーション審査を行い、委員の採点により決定したが、評価された理由は、真人舎は公私連携保育所の運営を海津市等で行っている実績があるほか、牛牧第一保育所のよさを生かし保育をしてもらえるというプレゼンテーションの内容であったため、委員から評価されたものと考えているとの答弁がありました。

さらに、真人舎が運営している海津市のこども園への視察や海津市の担当者とは話したのかとの質疑に対し、実際に海津市で運営している公私連携型のこども園へ視察を行い、園舎の見学や保育士の声も聞いた。また、海津市の担当者とも話をし、契約に関することや相手方の運営情報等について相談させてもらったとの答弁がありました。

また、公立保育所の保育士との交流、連携はあるのかとの質疑に対し、現在、毎月、公立や私立の保育所等の所長、園長が集まり、交流会を行っている。また、市内の保育士全員で研修会を行う機会もあるため、今後は真人舎の保育士も参加してもらおうことと考えているとの答弁がありました。

また、令和7年4月の開園までのスケジュールがタイトになると思うがとの質疑に対しては、令和7年4月開園のため、全力で進めていくとの答弁がありました。

また、牛牧第一保育所の園児を全員受入れしてもらえるのかとの質疑に対しては、希望される方は受入れしてもらおうこととなっているとの答弁がありました。

そして、保育の状況等経営について定期的に立入り検査を行ってほしいがとの質疑に対しては、行う予定であるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第65号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、市における令和5年度から令和11年度の国民健康保険税の引上げは約1.4倍となるということだが、県での平均引上げ率はとの質疑に対し、資料としてはないが、被保険者数は減ってきているものの毎年1人当たりの医療費が上がってきていることにより、他の市町村も上がると思われるとの答弁がありました。

また、令和11年度以降、基金の取崩し額がゼロ円の予定であるが、それ以降はどうするのかとの質疑に対して、基金の取扱いについては、今後、県が示す基本方針に沿って考えていきたいとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

最後に、議案第69号令和5年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。令和5年12月22日、文教厚生委員会委員長 若園五朗。

○議長（庄田昭人君） これより、議案第61号財産（土地）の使用貸借について委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席ください。

起立全員です。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第65号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 皆さん、おはようございます。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦でございます。傍聴者の皆様には、早朝より御参加いただきありがとうございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第65号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論をさせていただきます。

今回の国保税条例の改正案の第2条、これは来年度から6年間かけて瑞穂市の国民健康保険税を順次引き上げていく。そういった前提で来年度の保険税を定める。そういった条例案でございます。したがって、この条例で定める来年度の保険税についてだけでなく、6年間の引上げ計画について議論をしていく必要があると思います。この国保税の引上げ、来年度から令和11年度にかけ、県内市町村の保険料水準の統一。こういった県の方針に従って出されているものだと思います。瑞穂市の国保税を引き上げていこうとするものでありますけれども、この問題は国保に対する国庫負担の割合が1984年に医療費の45%から38.5%に引き下げられた。これを皮切りに、その後も国の負担を抑制する、そういった政策が出されてきた。こういったことに原理的には由来をしていると思います。これを解決していく。そのためには、根本的には国保に対する国の負担割合、これを引き上げる。せめて協会けんぽ並みの保険料水準にし、あらゆる保険料にしていく。そういったことが必要だと思います。そういったことを背景に、これまでも全国知事会も、市長会も国保への1兆円国費投入せよという、そういった要求を掲げてまいりました。こういった背景はあるものの、瑞穂市の国保税の大幅引上げが即容認されるものではないと考えます。

今回の条例案に対し、反対する第1の理由。これは何と云ってもあまりにも大きな引上げ、そういったものであります。平均して6年間で42%、これを毎年6年間で割れば、毎年毎年7%ずつ引き上げていく、そういった計画であります。特に所得の低い世帯、あるいは加入する家族が多い世帯ほど、その負担割合が多くなります。世帯によっては、アップの割合が50%を大きく超える、そういった世帯も多く出てまいります。とても容認できるような範囲の数字ではありません。市のほうから示されている試案でも、夫婦共に40歳を超える4人家族では所得が100万円しかかかっていない。そういった状態であっても国保税は21万9,000円という、低所得軽減措置が取られていても、所得の22%を国保税が占める。そんな割合になってしまいます。こんなことになっていけば、滞納者の問題いろいろ議論されますけれども、こういった滞納者がさらに増え、その分はまたカバーするために国保税を引き上げなければならなくなる。こういった悪循環に陥りかねない、こんな状況ではないかと思えます。

そして、2つ目の反対理由。これは今、物価高騰に苦しむ、こういった時期にこの引上げを行う。そのこと自体問題ではないかと思えます。

日本共産党では、先月11月に市民アンケートを実施させていただきまして、281の回答がい

ただけました。その中で、国保税の引下げを求める意見が172件、全体の61.2%を占めている。そんな現状があります。そして、物価高騰対策として、この12月議会においても、またそれ以前の議会においても様々な取組をされ、今回は非課税世帯に対し7万円の給付をする等の補正予算も提案されているところであります。せっかく支給されても、国保のためにこれを使わざるを得なくなってくる。そういった現状があります。

そして、3つ目の反対理由としては、瑞穂市の国保加入者が実際に使う医療費。確かに年々高くなる傾向にはあると言われておりますけれども、しかし、ほかの市と比較した場合どうか。県内21市の中で見てみますと、医療費そのものの使用金額、1人当たりの金額でありますけれども、2番目に少ない市ということになっております。さらに、特定健診の受診率や保健指導の実施率が市の取組もあって非常に高いという、そういった特徴もあります。医療費の削減や健康づくりに取り組んでいる。そういった瑞穂市でなぜ国保税を大幅に引き上げなければならないのか。これは私も含めて市民の多くの皆さんが納得できないのではないのでしょうか。こういったことをしては、医療のモラルハザードに、モラルが崩壊しかねない。そういったことになりかねません。

そして、4つ目の反対理由としては、市の中で、このような状況の中で何らかの緩和策、こういったことを実際には検討をされていない。ただ上げるだけの対応しかされていない。ここに1つ大きな問題があると思います。今、この今の経済状況を鑑みて、引上げ時期が本当にこれでいいのか。来年、即でいいのか。あるいは、国の圧力に抗して一般会計からも持ち出しをしている市町もありますけれども、そういったところに倣うことはないのか。また、国のペナルティーの対象にならない18歳未満を対象にした国保税均等割の減額、あるいは免除といった取組も考えられると思います。そういったことが一切提案されていない。こういったことが非常に大きな問題であると思います。

こういった以上、4つの点から、今回のこの国保税の引上げの条例案については反対とさせていただきます。以上です。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 4番 北川静男君。

○4番（北川静男君） おはようございます。

議席番号4番、創緑会、北川静男でございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、議案第65号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の国民健康保険税条例改正につきましては、2つの要因を含んでおります。

まず1つは、国民健康保険の被保険者が出産する場合に、産前・産後期間の月数分の所得割

と均等割を減額するものでありますが、法律が改正されたことを受けて、全国の市町村で体制を整えておりますので、瑞穂市としましても対応が必要であると考えます。

また、もう一つの改正の要因は、現在、全国の都道府県で進められている各都道府県内の統一化に伴って、岐阜県においても、今後、保険料の水準を統一化する方向で準備が進められていますので、その状況に備えるための改正であります。現在の瑞穂市の税率は県内の市でもかなり低いため、このままですと県内統一が行われた際には急激に税率を上げざるを得ない状況になっております。現在は基金により補填しながら事業が行われておりますが、医療の高度化などにより1人当たりの医療費が増大している状況であるため、数年先には基金が枯渇する可能性が非常に高いとのことであります。まだ一定程度の基金がある現段階から、段階的に税率を見直して対応を進めることはやむを得ないものであります。

今後の情勢には変化もあろうかと思いますので、今後も情勢をよく把握していただき、なるべく急激な変化がないように、より円滑な対応を進めていただくようお願いしまして、今回の瑞穂市国民健康保険税条例改正は必要と考え、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席ください。

起立多数です。したがって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第69号令和5年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席ください。

起立全員です。したがって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第63号から日程第11 議案第68号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第9、議案第63号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから日程第11、議案第68号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）までを一括議題とします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務副委員長 広瀬守克君。

○総務副委員長（広瀬守克君） 改めまして、おはようございます。

議席番号1番 広瀬守克でございます。

議長よりお許しをいただきましたので、委員長に代わり御報告させていただきます。

ただいま一括議題となりました3議案について、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務委員会は、12月13日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部からは、市長、副市長及び所管の部課長を、また一般会計補正予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長にも出席を求め、補足説明を受けた後、質疑・討論・採決を行いました。

それでは、審査した議案順に、要点を絞って報告します。

初めに、議案第68号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）を審査しました。

本案については、他の常任委員会で、それぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、ふるさと応援寄附金の昨年度決算を見ると、今年度は若干プラスの見込みであるが、10月以降の取扱い変更などで瑞穂市として影響があるのかとの質疑に対し、10月1日の改正により、キャラクターのみについているゴルフボールの返礼品においては取扱いできない。また、寄附に対して一部の経費を除き、経費が5割以内であったが、改正により全ての経費を含め5割以内とされたことにより、寄附金額の値

上げが余儀なくされた。ただ、当市としては、新たな取組も行っていることから、令和3年度と令和4年度の推計を取り、決算見込みとして7億5,000万円としたとの答弁がありました。

また、取扱いで減る返礼品を考慮しても増額でいけるということでのいいのかとの質疑に対し、10月改正ということで9月に駆け込みでかなりの寄附があったため、それらも見込んで予算を立てた。10月以降はどのように影響するかわかみ切れなところではあるが、昨年度より少し上乗せした金額で計上したとの答弁がありました。

また、人件費関係が増額しているが基本的な要因はとの質疑に対し、今回、各会計で人件費増額を見込んでいるが、ほぼ人事院勧告に伴うものであるとの答弁がありました。

また、消防費に牛牧北部防災コミュニティセンター空調修繕の補正があるが、巢南公民館、図書館、市民センターなどの空調も調子がよくないようだが、大丈夫かとの質疑に対し、牛牧北部防災コミュニティセンターについては、2階の空調が壊れたことによる補正である。市民センター、巢南公民館、図書館についてはよい状態ではないが、今年度は何とか持ちこたえられると思っている。また、施設全体の基本的なスタンスとしては、避難所を優先に緊急に修繕しないといけないところは補正予算などで対応している。それ以外のところについては、計画的に修繕していくとの答弁がありました。

また、債務負担行為の調書の中で自転車駐輪場、駐車場の指定管理料における特定財源とは何かとの質疑に対し、特定財源は御利用いただいている利用料金であるとの答弁がありました。

その後、討論はなく採決の結果、全会一致で可決されました。

その後、休憩を取り、再開後、議案第63号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを審査しました。

この議案については、条ずれの意味をただす質疑があったが、その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第64号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部により補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、廃止になる瑞穂市福祉有償運送運営協議会の委員は、瑞穂市地域公共交通会議のメンバーと重なっているから特に問題はないとの理解でよかったかとの質疑に対し、それぞれの会の構成員の役割として改めて任命するので、従前の構成員と同じとなるとの答弁がありました。

また、瑞穂市福祉有償運送運営協議会の委員の任期はとの質疑に対し、任期は2年となっており、任期は終わっているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。令和5年12月22日、総務委員会副委員長 広瀬守克。

○議長（庄田昭人君） これより、議案第63号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関

係条例の整理に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席ください。

起立全員です。したがって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第64号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第68号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となっております議案第68号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）について、委員長報告に対する質疑のほうをさせていただきます。

今、委員長報告9ページでございますように、ふるさと納税のふるさと応援寄附金のほうが当初予算6億円としておったところを7億5,000万円というふうに補正予算のほうで修正されて、ふるさと納税は伸びる見込みだということでございました。委員会の中でそのような質疑がありまして、ふるさと応援基金の昨年度の決算を見ると、今年度は若干プラスの見込みであるが、10月以降の取扱い変更等で瑞穂市として影響があるのかという質疑に対し、10月1日の改正によりキャラクターのみついているゴルフボールの返礼品においては取扱いできない。また、寄附に対して一部の経費を除き経費が5割以内であったが、改正により全ての経費を含め5割以内となったというふうにありますけれども、このゴルフボールのほうは返礼品としては扱えなくなったということでありまして、それ以外に、委員会の中の執行部からの説明等で扱えなくなった品目等の説明があったかということと、また10月1日の改正で返礼品の品目及び新たに取り入れる返礼品の説明というのがあったかということをお聞きしたいと思います。委員長報告には、執行部の答弁から当市としては新たな取組も行っているというふうな委員長報告もありますので、そういった説明ないしは質疑が委員会の中であったかお伺いします。

○議長（庄田昭人君） 総務副委員長 広瀬守克君。

○総務副委員長（広瀬守克君） 馬淵議員の質問にお答えいたしますが、当委員会では、先ほど報告させていただいたとおりでございます。その他については報告はなかったというところでございます。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

本案に対する委員長長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席ください。

起立全員です。したがって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第72号及び日程第13 議案第73号について（質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第12、議案第72号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について及び日程第13、議案第73号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号及び議案第73号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第72号及び議案第73号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより、議案第72号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

議案第72号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議長の許可をいただきましたので、若干の質疑をさせていただきます。

まず第1に、このそもそも基になる条例が5本あるわけでありますけれども、これをなぜ1つの条例としてまとめた提案がされているのか、これについてお尋ねをしたいと思います。以下の質問については自席よりさせていただきます。よろしくお願いをします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの関谷議員の御質問にお答えしたいと思います。基本的に、市の方針といたしまして、同じ事由による条例改正はまとめて行うという方針であります。

先般の全員協議会のほうで、平成27年度以降は記憶があるがということで、御質問いただい

ておりましたので一度調べてみました。合併以降の状況につきましては、全部で4回ほど別で出ている案件がございました。それ以外は全て今回と同様の形での上程となっております。

原因について分析をしたんですが、詳細についてはちょっと残っておりませんでしたので、私の分析でおきますと、平成19年にあったんですが、人事院勧告に伴って、さらに職員につきまして、その他の付随する法律に関係しまして条例改正をしなければならない部分が多数占めていたということで別で提出したというような案件がございました。また、平成22年にもありまして、こちらのほうは特別職の取扱いが違うということで別で提出したようでございます。平成23年は期末手当を減ずるというようなことでこちらも扱いが違っていたということで別、それぞれで提出、上程をさせていただいております。あと平成24年のほうですが、こちらのほうは人事院勧告ではなくて、報酬審議会に基づくような改正でございましたので、これは職員とは別で出ているということでございます。

繰り返しになりますが、市の方針としては、同一事由による条例改正を基本的に踏襲してきているということでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 調査をしていただき、ありがとうございます。

では少し、次、ちょっと細かい質問で申し訳ないんですけども、この期末手当分及び昇給分差額分ですね、これはいつ支給されるということになるのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 可決されましたら、早急に事務のほう進めさせていただきまして、予定では12月28日ぐらいに職員等に支給したいというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 職員の今回、給料のベースアップということが入っております。職員確保の観点からもこの引上げというのは非常に重要ではないかと思っておりますし、今回の議会の一般質問でも若干そういった議論もあったかと思えます。今回の引上げによって、他市町との比較において職員の給与が、他市町と比較においてですけれども改善されるのか。また、ラスパイレス指数、こういったものの改善ということにつながっていくのかどうか、そういったことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 他市町との比較ということでございますが、全てが全て調査しておるわけではございませんが、ほぼ人事院勧告に沿った形での条例改正をされているところがほとんどだと考えておりますので、他市町に比べて上がるとか下がるとかということはありません。

いというふうに考えております。

また、ラスパイレスにつきましても御質問でございますが、職員の給料につきましても人事院勧告に基づき改定をしておりますので、人事院勧告とともにやっているということは国と同じベースで上がっていると。国を基準としたラスパイレスにつきましても、さほど上がらないのではないかとこのように考えております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） そうしますと、ほかの市町と同じことだもんで、瑞穂市だけ、より職員のほうに有利になる改正では特にはないというお話だったと思います。

それでは、今回の改正条例案の第6条ですね。これは会計年度任用職員の給与の改善、こういったものがなされている条でありますけれども、これの実施については来年の4月からということになっております。その一方で、正職員のほうのベースアップは今年の4月に遡って引き上げますと。そういうことになっております。そうしますと、正職員の方と会計年度任用職員の方と比べると不平等であるということを感じざるを得ないと思いますけれども、その点についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 会計年度任用職員の遡求改定についての御質問でございますが、会計年度任用職員というのは、会計年度ごとに報酬等の条件を定めて本人へも通知した上で任用しているという職種でございます。

県内の他の市町の状況も調査いたしました。遡求をするという団体が15団体、遡求をしないという団体が27団体ということで、これは11月28日時点の調査でございますが、このほかの自治体との比較などをいたしまして、財政的負担や事務量など市として総合的に判断した結果、遡求をしないという形での上程となっております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、総合的判断というよく出る言葉でありますけれども、実際に遡求してやられるところもあるということで、私、そこら辺は一考を要する部分ではないかとは思っておりますけれども、一番最初の質問で5つの条例を一括して、一括した条例で提案したことについて、過去には若干の条件の違いによって別にしたことはあるけれども、基本的には一本でやってきたという、それに倣ってきたという、そういう答弁がありました。

しかし、今回のものも見てみますと、実際には先ほど質疑しましたように、会計年度任用職員の方と正職員との扱いの違い、これは大きな、ある意味では問題だと思います。また、議員や特別職においては報酬そのものを見直すということではなくて、期末手当の分だけを変更す

る。こういった違いというものが一本化することによって、非常に分かりにくくなる。見逃されやすくなる。こういったことが実際に私は起こっているのではないかと、そういうふう考えた場合には、やはりこの条例案を一本化してやるというやり方についても、やはり違う部分ははっきりさせなくちゃいけない。審議する議員にとってもその方が分かりやすいというふうに思います。市民の方にも、そのように言うと思いますけれども、そこら辺についてどのような見解を持っておられるのか質問したいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 関谷議員のほうでは、かえって分かりにくくなるというふうなお考えですが、逆に私はかえって同じ原因によってそれぞれの状況が一括で分かると。まとまって出したほうが、それぞれの違いが分かるということで分かりやすいのではないかというふうに判断いたします。それぞれの個人によって捉え方が違う部分もありますが、最初に御説明させていただきましたように、市の方針として同一事由による条例改正はかえってまとまっていたほうがよく理解をいただけるのではないかということで、一本で出させていただいております。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

議案第72号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議長の許可をいただきましたので反対討論をさせていただきます。

まず前提としては、この今回の改正条例のうち第1条及び第2条の正規職員の期末手当の改善、あるいはベースアップについては賛成としております。

むしろ、この第2条のベースアップについて言わせていただければ、人事院勧告の平均1.1%の引上げ、これにとどまらない引上げをして、瑞穂市の職員の給与の改善を図っていく、そういったことも必要ではないかとは思っているところであります。

しかし、先ほどの質問をいたしましたように、第6条では会計年度任用職員のベースアップだけが遡求適用されないという不平等があり、非正規の方々の不満増大にもつながりかねません。また、第7条から第10条の議員及び特別職の期末手当の引上げについては現在の市民の生

活の状況、こんなものを鑑みた場合に今の時期に行うのが適切ではない、そのように考えております。したがって、職員の処遇改善部分については賛同いたしますけれども、第6条から第7条について不適切であると判断をし、今回の条例全体としては反対とさせていただきます。

以上、議案第72号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての反対討論とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となっております議案第72号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論させていただきます。

まず、この条例の改正に伴う公務員の給与の引上げについては、今回に関しては人事院勧告に伴って初任給というものが民間の企業と比べてやはり公務員の給料が劣っているということでございますので、特に初任給というのを増額して、公務員の成り手不足に対応するとともに、もう一つの観点はデフレから脱却しつつある状況ではあるものの、世界情勢の不安定化による物価高騰に賃上げが追いついていないという状況であると私は認識をしております、日本経済の回復には消費を拡大して経済成長を促していく所得を増やしていかなければいけないと、そのように私は考えております。民間給与とともに公務員給与も増やしていくということに対応した適切な条例の改正ではないかというふうに思っております。

ただいま関谷議員が御指摘をされた会計年度任用職員の方の遡求適用、これについては今、質疑の中で執行部からあったように、会計年度の最初に決める契約においてお話をされておるといところでありまして、次からの改定においてはしっかりとベースアップをしていただいた上で、この民間の人々の給与、所得というものを上げていかなければいけないと私は思っております。

もう一つ、特別職の報酬について、今、物価高騰で市民が苦しい中、上げるべきではないのではないかという御指摘がございました。これは私が先ほど申し上げたように、日本全体、国として、やっぱり賃金を上げていかないことには日本経済の回復はないというふうに思っております。この特別職の報酬については、生活を賄うためという性格の市長等の常勤の特別職と非常勤の特別職である私ども議員、これについては若干取扱いについては違うところもありますけれども、ともに瑞穂市の議員の報酬については、ただいま報酬審議会さんのほうで御意見を聞いていただいて市のほうがまた検討していただいていると思っておりますけれども、我々、人口が増えていく瑞穂市の中で、議員としての役割は日々高まるものでありますし、それに対する

厳しい目や期待する声、そういったこともあるというふうに思っております。しっかりと私は議員が活動できる報酬、そして議員が、うちのまちには政務活動費というのがないわけですが、議員活動にかかる経費ということもやっぱり期待されて動けば動くほどかかってくるというふうなことだと思っております。その議員報酬の中でそういった経費を我々も賄っておるところではございますけれども、少しこういったときに給与を引き上げて、これはひいては日本経済の発展、国の豊かさにつながっていくと私は信じておりますので、そういったことを申し上げまして、私はこの賛成討論とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

議案第72号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第73号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となっております令和5年度12月の補正予算ですね。ちょっとすいません。正式な議案名申し上げませんが、補正予算について質疑のほうさせていただきます。こちらの令和5年度の補正予算において、住民税非課税世帯1世帯当たり現金7万円を支給していくというものと瑞穂市独自のメニューというところがございますが、高齢者物価高騰対策支援金事業ということで、65歳以上の高齢者に当たりギフトカード8,000円分を支給していくものということで今、予算のほう提案をされております。

私がお伺いするのは、この物価高騰対応重点支援地方交付金というところで、事業推奨メニューというのが幾つか示されておまして、例えばエネルギー食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯の支援、そして子育て世帯への支援、消費の下支え等を通じた生活者の支援、省エネ家電等買い換え促進による生活者の支援とかですね。そのほかにも、医療、介護、保育、学校、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援とかですね、中小企業への支援。様々なものがで

きる、幅のある、いわゆる瑞穂市の裁量のある予算だということでございますが、そうした様々な支援メニューがある中で、この65歳以上に8,000円のギフトカードを支給していくというふうに政策を決められた目的と理由、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 推奨事業メニューになぜ65歳以上の方のギフトカードを支給する事業となったかということでございますが、推奨事業メニューでございますが、今までの補正予算などで農業関係の電気料の支援、LPガスの料金のシステム補助などなどやってまいりましたが、対象年齢層といたしまして、子育て世代につきましては、給食材料代の予算のほうで補正をさせていただいております。

また、若い世代と言っていいかどうか分からないですが、今Pay Pay、市内の事業所の活性化補助金ということで、若い世代も含め、広い世代にわたって補助するというメニューも実施しております。その中であと残っている世代ということで、年金の支給の年齢となります65歳というところに着目いたしまして、65歳以上の方を対象とした今回8,000円のギフトカードの支給という形での事業を計画させていただいております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） ただいま御説明をいただいたところでありまして、確かに65歳以上の方、75歳以上の方にその臨時的給付金を出していくというような、給付金ではなかったかと思っております。かきりん振興券だったかと思っておりますけれども、そういったところに生活を支援していくということはなされてきたかと思っておりますけれども、今そういった御説明がありました。

次は物価高騰対応重点支援、地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠分ということで、住民税非課税世帯1世帯当たり現金7万円を給付していくということで、これはたまたまではないんですけれども、同じ補正予算のタイミングでこの住民税非課税世帯に7万円をお配りする。これは国からの事業だと思っておりますけれども、65歳以上の方にギフトカード8,000円分を支給するという2つが同時に出てきましたので、この住民税非課税世帯というものの中身が、私としてはやっぱり把握をしたいわけでありまして、この住民税非課税世帯の中にこの高齢者、65歳以上の高齢者のいる世帯がどれぐらいあるかということをお伺いさせていただきたいと思っております。

また、この2つの事業で7万円の現金を受け取られる方と8,000円のギフトカードを両方受け取られる方はどれぐらいいるのか、おおよそでも構いませんのでお伺いします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） ただいまの御質問でございますが、世帯として集計をしておりますので、人数は分かりませんが、世帯としてお答えをさせていただきますが、前回、今年度

3万円の支給をしておりますが、その途中の段階の集計でございますが、その2,920世帯を支給した総支給世帯から210世帯ほど少ない段階ではございますが、65歳以上は1,820世帯の62.3%を占めておるといふことでございます。以上です。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

議案第73号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第5号医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の訂正の件（採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第14、発議第5号医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の訂正の件を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第5号医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の訂正の件について、配付した正誤表のとおり提出先、国土交通大臣宛てを取り消すことに承認することに、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の訂正の件を承認することに決定しました。

日程第15 発議第5号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第15、発議第5号医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を14番 若井千尋君に求めます。

若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 議席番号14番、公明党の若井千尋です。

ただいま日程第14に関しましては、御協力ありがとうございました。

ただいま庄田議長より発言を許していただきましたので、広瀬守克議員、今木啓一郎議員に御賛同いただきまして、医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書（案）を提出させていただきます。なお、趣旨説明は朗読をもって代えさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書（案）。

介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障を来す事態が深刻になっている。また募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準は何とか満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多いのが現状である。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額25万7,500円で、全産業平均の34万100円と比べて、8万円を超える格差がある。

今日、最低賃金の引上げや大手企業を中心にベースアップなどによって賃上げが進む中で、介護職員などへの対策は打たれておらず、賃金格差がさらに拡大している。

また、8月に出された人事院勧告は、民間企業の賃上げを受けてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置などは4月に遡って増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等の報酬には反映されていない状況である。

介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられているにもかかわらず低賃金、人手不足による苛酷な労働を強いられていることが続けば職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなるおそれがある。

よって、政府に対して以下のとおり、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し生活を保障する取組を迅速に推進することを強く求める。

記、1つ、医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、2024年度の同時改定においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえ処遇改善等を行うこと。

2. 新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、手当の支給、地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用を推進すること。

この趣旨説明は以上でございますが、瑞穂市議会においても、平成22年ですから今から13年前に、介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見として、介護従事者の大幅な給与アップ

等の改善につながる介護報酬の引上げを求めるといった内容で、当市議会も議決をいただき意見書として国に提出をさせていただいておりますが、ただいま御報告をしましたように、まだまだ現状では介護のみならず、医療、また障害福祉の分野ではそれを解消できていない内容となっております。そして、それを今回、解消するというような内容となっております。

趣旨説明は以上でございます。

なお、提出先は武見敬三厚生労働大臣、鈴木俊一財務大臣、以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定により、提出をさせていただきます。

以上、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（庄田昭人君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第5号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席ください。

起立全員です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議員派遣について

○議長（庄田昭人君） 日程第16、議員派遣について議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣について会議規則第169条の規定により提出しております。
内容については1件ございます。

議会事務局長より説明させます。

○議会事務局長（久野秋広君） 議長に代わり説明します。

令和6年2月1日に岐阜県市議会議長会主催の議長会議、講演会、及び情報交換会が岐阜市のホテルグランヴェール岐山で開催されるため、議長と同行して出席する副議長を派遣するものです。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） この件につきましては、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

閉会の宣告

○議長（庄田昭人君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和5年第4回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時33分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年12月22日

瑞穂市議会 議長 庄田 昭人

議員 棚橋 敏明

議員 若井 千尋